

令和8年度茨城県中山間地域活性化モニターツアー実施事業 業務委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度茨城県中山間地域活性化モニターツアー実施事業

2 事業の目的

中山間地域（農林統計上の中間地域および山間地域）の農地は、平野部と比較して傾斜等の地形的制約が大きく、営農継続に係る農業者の負担が著しく増大している。特に本県県北地域においては、中山間農地が大きな割合を占める中、農業者の高齢化や担い手不足が深刻化しており、耕作放棄地の増加による農地・農村の多面的機能の維持が困難な状況に直面している。

こうした課題の解決には、地域住民のみならず、地域外からの多様な人材を呼び込み、援農や食農体験を通じて農地保全に直接寄与する「関係人口」を創出・拡大していくことが不可欠である。

本事業では、首都圏等の居住者を対象とした県北中山間地域へのモニターツアーを実施し、その効果検証および分析を行うことで、関係人口創出のきっかけづくりを図るとともに、将来的に地域が自立・自走できる連携基盤の構築を目指す。

3 委託事業の内容

事業の目的を達成するため、首都圏居住者等を対象としたモニターツアーを実施する。
具体的な内容は次のとおり。

（1）モニターツアーの企画・運営

首都圏居住者等を対象としたモニターツアーを企画・運営する。

- ① 期 間：委託契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで
- ② モニターツアー対象地域：茨城県北で中山間地域を有する下記市町村から選定
（日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町）
- ③ 参加対象者：首都圏居住者等
- ④ 回 数：モニターツアー2回程度（各回5～15名を想定、宿泊1回、日帰り1回）
ツアー内容、ターゲット層、開催時期を変えて実施すること
※9月までに1回以上開催すること
- ⑤ 留意事項
 - ・事前に現地調査等を行ったうえで本県県北中山間地域における農山漁村の食や体験などの地域資源を盛り込んだテーマを設定すること。
 - ・会場の確保や調整のほか、参加者の募集・確保については、案内チラシの作成、申込受付、自社媒体による広報等、受託事業者が主体となって行うこと。
 - ・本県県北中山間地域の魅力を広く周知するため、モニターツアーの様子をWEB媒体で発信すること。
 - ・モニターツアーの各回の参加者にアンケートを行い、その結果を集計のうえ実施後遅滞なく委託者あて報告すること。
 - ・地域が将来的に自走するための基盤となるよう、地元組織等とツアー前後の以下取組も含めて連携して実施すること。
ツアー実施前：受入体制整備の研修（安全管理、ガイド配置、事業趣旨の共有等）

ツアー実施後：成果共有および今後に向けた振り返りワークショップ

(2) 委託業務完了報告書の作成

- ・委託業務終了後、委託業務完了報告書（事業実施内容及び成果をまとめた報告書（記録した写真等作成した資料を含む）をデータで提出すること。
- ・成果品には、ツアー開催時の状況を発注者が後からでも確認できるよう、動画や写真のデータを含めること。

4 業務委託期間

委託契約締結の日より令和9年3月25日（木）まで

5 留意事項

- 業務の実施内容等については適宜県と協議すること。
- 事業実施にあたり作成する資料等には、茨城県の実施事業である旨（県からの受託事業であること）を明記すること。
- 成果物について、著作権法に規定する著作物が発生する場合は、その権利は、成果物の引き渡しと同時にすべて県に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託者が一切を処理するものとする。

6 その他

本仕様書に定めのない事項は、県と受託者において協議のうえ決定する。